

## 賃金の支払いも電子マネーで？

### 1 賃金の新しい支払手段が登場

労働基準法施行規則が改正され、令和5年4月1日から、資金移動業者の口座への賃金支払い（賃金のデジタル払い）が解禁されます。

現在、賃金の支払方法は現金（いわゆる給料袋）や、労働者の同意がある場合に銀行口座や証券総合口座への振込みが認められています。

今回の改正は、新たな賃金の支払方法の選択肢を増やすもので、会社側と労働者側の双方が希望する場合に、賃金のデジタル払いが可能となります。賃金の一部をデジタル払いとし、残りを銀行口座に振り込むことも可能です。なお、会社には、労働者から賃金をデジタル払いで支払うよう求められた場合でも、これに応じる義務はありません。

### 2 賃金のデジタル払いによるメリット

賃金のデジタル払いを導入するメリットとして、送金手数料が無料のものや銀行振込みよりも低額なものが多いため、振込手数料削減効果が期待できます。

また、銀行口座を持っていない労働者に対しても、現金払い以外の方法が選択できるようになります。

### 3 賃金のデジタル払いによるデメリット

キャッシュレス決済が普及しているとはいえ、現金は生活に不可欠です。賃金全額をデジタル払いで受け取りたいと考える労働者はそう多くはないでしょう。一部をデジタル払いとし、残りを銀行振込みとしてしまうと、結局賃金支払いの際の作業や振込手数料等の負担が増えてしまうことになります。

また、デジタル払いのためのシステム導入のコストも必要となります。

### 4 デジタル払いに利用できる電子マネー等

賃金のデジタル払いに利用できるのは、資金移動業者（例えば PayPay 株式会社や LINE Pay 株式会社等）のうち、令和5年4月1日以降に厚生労働大臣から指定を受けた業者が発行するものに限られます。そのため、どの決済アプリや電子マネーを利用できるのかは、現時点では未定です。

また、デジタル払いに利用できるものは、決済機能に加え、現金化や送金が可能なものでなければならないため、現金化できないポイントや、暗号資産等はこれに含まれません。

### 5 導入に必要な準備

賃金のデジタル払いを導入するためには、就業規則を改定し、労使協定を締結した上で、労働者に対して説明を行い、書面等で労働者の同意を得ることが必要となります。

### 6 最後に

私の周りでも、キャッシュレス決済を利用して買い物をする人が増えてきました。今後は、若い人を中心に、賃金もデジタルでの受け取りを希望する人が、増えてきそうですね。

執筆 弁護士 有年孝将





田辺美紀

藤木秀行

市ノ木山朋矩

林揚子

有年孝将

(いずれも奈良弁護士会所属)

## 【ナラハQ&Aコーナー】これって、離婚になりますか？

Q 私には夫と子どもがいます。夫との関係が数年前から悪く、家庭内別居状態です。家にいるのが辛く、マッチングアプリで知り合った人と交際するようになりました。夫にばれたら離婚になりますか。

A 離婚は本来、夫と妻の合意がなければできませんが、民法770条1項は、離婚についての双方の合意がない場合でも、一方だけで離婚の裁判を求めることを定めており、不倫はその離婚事由にあたります。詳しくは弁護士までご相談ください。



回答 弁護士 林揚子

## ■ コラム ■

### お一人様ですが

「なら瑠璃絵」ご存知でしょうか。毎年2月に、奈良公園周辺で開催されるイルミネーションです。家族やカップルで来場される方が多い気がします。「来場される」という言い回し。ボランティアでお手伝いをしており、つい来場者の皆様をお迎えする側からの言い回しをしてしまいました。

そんな「なら瑠璃絵」ですが、以前、一人で訪れたことがありました。一緒に行ってくれる人を見つけられませんでした。当時は、今よりもコースの横幅が狭く、二人しか横に並べない道がありました。コロナ前で、来場者数も非常に多かったです。すると、困ったことが起こりました。前も後ろもカップル二人組み、前後のカップルに挟まれた私、動かない列。二人なら横並びできるスペースはありましたが、私の横は空いたままでした。

しかし、周囲を見渡すと、それはそれは美しい、華やかな光景が広がっていました。「一人のほうが、じっくり味わうことができる」「寂しくなんかない」。そのように思い、翌年も一人で行きました。

素敵な場所には一人でも行く。いつかは、ディズニーランドにもチャレンジしてみようと思います。

執筆 弁護士 市ノ木山朋矩



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

〒631-0822 奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル1階  
TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324

ニュースレター不要の場合 送付停止 E-mail : info@naraha-law.jp